

令和7年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 5月30日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央	2番 幸妻 正浩	3番 上野 光正
5番 松井 正一郎	6番 永友 薫	7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志		

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋	2番 久保田 伸博	3番 山本 浩司
5番 小原 拓也	6番 赤澤 克俊	7番 坂本 幸
8番 加藤 重利		

4. 議事日程

- | | |
|----|---|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第26号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第6 | 議案第28号 農用地利用集積等促進計画の承認について |
| 第7 | 議案第29号 令和6年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について |

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、ただいまから令和7年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番、上野光正委員、5番、松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日5月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。

2ページを御覧ください。

報告については、省略して説明いたします。

先日28日から29日まで「全国農業委員会会長大会」が東京であり、会長が出席しております。

そのほか、それぞれ事務関係で5月に開催されていますので、内容等を御覧ください。

本日が総会となっております。

その後、今日は「第1回高鍋町農業経営改善等対策会議」等ございますので、それぞれよろしくお願いします。

6月の業務計画になります。

「市町村農地法担当者説明会」がございます。

それから「サポートシステム操作研修会」、「児湯農業改良普及事業推進協議会総会」が西都で開催され、会長が5日に出席します。

「高鍋町議会」が6日から17日まで開催され、一般質問が1件出ております。

6月30日が総会予定で、20日が現地調査となっております。

以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

令和7年3月28日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条、譲受人、〇〇〇〇と、譲渡人、〇〇〇〇さんの建売住宅建築の件は、5月9日付で許可となっております。

続きまして4月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条、譲受人、〇〇〇〇と、譲渡人、〇〇〇〇さんの賃貸住宅建設の件は、5月19日付で許可となっております。

続いて、農地法第5条計画変更申請、申請人、〇〇〇〇さんのブロック及び進入路の配置に伴う土地利用計画変更の件は、5月21日付けで許可になっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」は

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 38㎡ ほか3筆 計5,856㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

2 番 所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 300 m² ほか8筆 計8,712 m²
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

5 ページになります。

3 番 所在 大字〇〇字〇〇*****番*
田 1,013 m² ほか2筆 計2,981 m²
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

の3件で、すべて相続による所有権移転となっております。以上です。

6 ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田 ほか9筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8 ページになります。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか5筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

10ページになります。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

以上になります。

[議長]

ただいまの報告、2ページから10ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第26号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11ページをお開きください。

議案第26号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和7年5月7日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番

畑 1, 525㎡ ほか1筆

申し出のそれぞれの地図について、12ページから14ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し及び貸渡し申し出 担当委員 8 番 加藤 重利 推進委員
順番委員 5 番 小原 拓也 推進委員

よろしくをお願いします。

日程番号5、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。15ページをお開きください。

議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字○○字○○****番

登記地目 田 現況地目 雑種地 664㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、建売住宅建築敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明いたします。

農地法第 5 条による、譲渡人、〇〇〇〇さんから、譲受人、〇〇〇〇への所有権設定の申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番で、面積は 6 6 4 m²です。

地目は田ですが、現況は休耕田となっています。

場所は、1 7 ページを御覧ください。

横にして見てもらうと分かりますが、地図の左上に〇〇の資材置き場がありますが、その交差点を南側に曲がり、3 5 0 m ほど行ったところに申請地があります。

転用の目的は、建売住宅建築敷地で、そこに建売住宅を 3 棟建てられて、販売をされるということです。

費用は、自己資金で賄われるそうです。

申請地は、南側が道路、東、西側が住宅地になっていて、北側には農地がありますが、ブロックを設置して、被害を及ぼすことがないようにするという事です。

雨水は自然排水、汚水は南側道路下水道管に接続し、処理されるということで、高鍋町上下水道課と協議済みです。

また、申請地全体を造成するため、土砂の流出は発生しないそうです。

以上、説明を終わります。御審議お願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、事務局から補足いたします。

申請地は、都市計画区域で、用途区域が第 2 種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第 3 種農地となります。

雨水、汚水処理、土砂流出防止策については、永友委員の説明のとおりです。

工事は、譲受人の自己負担で行われ、資金についても問題ございません。

以上、補足です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15 ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況地目 田 2, 085 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、系統用蓄電所の建築です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明いたします。

農地法第5条による、譲渡人、〇〇〇〇さんから、譲受人、〇〇〇〇への所有権移転の申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*で、面積は2, 085 m²です。

場所は、22 ページを御覧ください。

中央に10号線が通っていますが、地図には載っていませんが、〇〇橋を渡り、道なりに北上していきまると、〇〇などを売っている〇〇があり、〇〇を過ぎて、緩やかな左カーブに差し掛かってきた右手に申請地があります。

転用の目的は、系統用蓄電所をつくられるということで、蓄電池は30台設置されるそうです。

また、代替地として、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*と、****番*を検討されましたが、いずれも10号線からの進入口がなく、工事に使用する

車両 20 t のフルトレーラーの通行が困難なため、断念されています。

費用は、自己資金で賄われます。

申請地は、東側、南側が水路、西側が国道 10 号線、北側は田となっており、現状に変更はないため、汚水は発生しません。

雨水は、自然浸透式です。

設備の周りには、高さ 1.8 m のフェンスを設けて、安全対策を行います。

土砂流出については、現状の畦により防止します。

土地改良区、水利組合は該当なし、景観法の届けや埋蔵文化財の該当もありません。

以上、説明を終わります。審議お願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、農業振興地域に含まれていないため、第 2 種農地と判断いたします。

系統用蓄電所とは、電力網に接続して、電力消費の少ない時間帯に余った電気を蓄えて、電力消費が高い時間帯に電気の供給を行う蓄電所のことで、売電先は〇〇さんと伺っております。

そのほか雨水、汚水処理、土砂流出防止策については、永友委員から御説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[3 番]

地面には何か埋めるのですか。そのままですか。

[事務局]

基本的にはそのまま、造成はしますが、砂利を入れたりはないということです。

[3番]

隣接している〇〇は、小丸川土地改良区の溜池から流れる水路で、ここに排水が流れると末端が田んぼになるのですよ。

[事務局]

24ページの右下に書いてあります。

横にして見たときに、現状に変更がないため、雨水は自然浸透式。

申請者と土地改良区で協議済みで、雨水が今までどおり流れることは、了解済みとの確認を取っています。

[3番]

そのままですね。

[事務局]

造成をするのか、地ならしをするにしてもほかの物を持ってこないし、今までもその状態で流れているから、その変更がなければ必要がないということでした。

[5番]

それともう1つ、漏電とか感電の事故がありますよね。太陽光など。

[事務局]

法的に問題がないということと、フェンスを張るということだけです。

[5番]

用地に関してはないですね。

[事務局]

用地に関しては特にはありません。

〇〇が契約するとなれば、ちゃんと基準を達していないと契約もしないでしょうから。

物を置くのに枕木ではないけど、コンクリートで置いたり、そういうことはするかと思いますけど。それに関しては、法的に規制を農業委員会がかかるものではないので、関係機関がOKということがあればいいです。

[5 番]

分かりました。

[議長]

そのほか何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15 ページにお戻りください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目 畑 現況地目 宅地 380 m²

使用貸借権設定です。

借受人 〇〇〇〇

貸渡人 〇〇〇〇 ほか2名

うち1名が、借受人の配偶者となっております。

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さん、ほか2名から、〇〇〇〇さんへの使用貸借の設定です。

現地は、26 ページを見てください。

県道を〇〇に向かって、〇〇の北側にあります。

転用の目的は、一般個人住宅敷地です。

農地法第5条の規定による転用許可を申請するにあたり、昭和58年に亡くなった父から、共同で相続した土地に、申請地の地目が畑であることに気付

き、住宅新築のためには、農地転用許可を得ることが必要であることを知らされ、本来であれば農地の復旧後に、農地転用許可を申請しなければならないところですが、許可後には隣接宅地上にある、現在の建物及び申請地上に無断で設置された建物は、すべて解体撤去した上で住宅を新築する計画であり、許可前に解体などを行うことは難しいため、申請地を現状のままで申請をお願いしたいとのことです。

この度の無断転用を反省し、以後は、認識を改めるとの始末書が添付されていました。

土地造成においては、現状程度の高さと平坦化し、宅地造成に盛土は行いません。

申請地の北側の土地境界には、ブロック塀を新設し、雨水や土砂の隣接地への流出を防止します。

新築建物からの生活排水、汚水などは、合併浄化槽にて浄化処理後に、申請地、南側の道路側溝へと排出。

雨水は、自然浸透によるもののほか、余剰雨水は、同じく道路側溝へと自然流下により排出します。

建物は平屋建て住宅のみであり、周辺環境に悪影響を及ぼすことはありません。

資金については、宅地造成費用〇〇〇〇円、登記申請費用〇〇〇〇円、その他諸費用〇〇〇〇円、住宅新築工事費用〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円、全額自己資金です。

以上、説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。補足いたします。

申請地は、都市計画区域で、用途区域が第2種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

30ページを御覧ください。

ページを横向きにさせていただいて、申請地がページ上の方にございます色付きの土地となっております。

南側が県道となっておりますが、申請地に接面道路がございません。今回、申請地南側の宅地の一部を通行する必要があるのですが、この宅地が貸渡人で

あり、借受人の親族でもある３名共有の土地であることから、通行することに問題ないことも確認できております。

事務局からの補足は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決します。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号６、議案第２８号「農地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

貸借権設定です。

１番の案件については、受け人が久保田伸博推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第１１条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

【久保田伸博推進委員 退室】

１番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、３１ページをお開きください。

１番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ５８８㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

３番。

[3番]

はい。それでは、説明させていただきます。

申請地は、〇〇から南に100mぐらい行ったところにありまして、3月の総会の時に、3ページに先ほど説明がありましたように、〇〇〇〇が家を作るということで、譲受人が〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇さんで、その残りの半分になります。

資料には写真は付いていないのですが、****番*というのが3月に総会で提案されたものなのですが、今回申請の****番*が、真ん中から切れておりまして、水路がないということで、その周囲を作っている久保田さんに作ってもらって、水を田越しで持ってきてもらおうということで、相談をされたそうです。

これは、農業振興公社を経ての中間管理機構による賃貸借契約となっております。

期間は5か年間ということで、対価として毎年10a当たり粃〇〇kgということで、当地は約6畝ぐらいですから、粃〇〇kgを支払われるそうです。

場所はさっき言ったように、3月に行った農業委員会での転用を含めた、字〇〇****番*の隣接地です。

現地は、既に田植えの準備ということで水が張ってあって、飼料稲の作られる準備がされておりました。

久保田推進委員は御存じのとおり、〇〇とか町内各地で、水稻とか玉ねぎを幅広く作っておられる方であります。

以上で説明を終わります。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

それでは、次の２番から１８番まで、１７件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

２番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

２番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 ３，６６４㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員８番。

[推進委員８番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の北側の駐車場から、西に１５０ｍぐらい行くと十字路がありまして、更にそこから１００ｍほど行ったところを右折して、直角に甘藷畑があります。その北隣の農地になります。

〇〇〇〇さんは、〇〇、大根などを生産されている認定農業者です。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

期間は５年で、１反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

３番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 5 7 8 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての貸借権の設定です。

申請地は、先ほど説明した〇〇地区にある〇〇北側駐車場から、西へ 8 0 m ぐらい行った道路の左側の農地です。

〇〇〇〇さんは、大根、キャベツ、白菜、米などを生産されている認定農業者です。

現地を確認したところ、きれいに整地してありました。

期間は 5 年で、1 反当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3 2 ページになります。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 3 3 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から左折して、道なりに 700m ほど行き、突き当りを左折して 300m くらい行くと、左に〇〇があります。そこを右折して 300m ほど行くと、三角の角の農地があります。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産される認定農業者です。

ちなみに、〇〇〇〇さんの事業を引き継いでいる関連会社です。

現地を確認したところ、腰丈ほど雑草が生えていました。

期間は 10 年で、10a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 12, 587m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての貸借権設定です。

申請地は、先ほど説明した〇〇〇〇さんの農地の西隣です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの農地が、1 つになっている状態です。

現地を確認したところ、やはり雑草が生えていました。

期間は 5 年で、10a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 ほか1筆 計5, 497 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての継続の貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、南へ110mほど行った道路沿い左側に〇〇****番の農地があります。

そこから100mほど南に行くと、道路沿い右側に〇〇****番の農地があります。

〇〇〇〇さんは、〇〇などを生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、2筆とも〇〇が植えてありました。

期間は2筆ともに5年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 計1, 854 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間による利用権の設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの使用貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇などを生産される認定農業者で、以前は強化法で契約しておりましたが、終期での使用貸借の契約です。

場所は〇〇で、〇〇から〇〇方面に向かうと、600m ぐらい左側の道のそばの、〇〇で囲まれた一角です。

〇〇が植えてありました。

2 筆で 1, 854 m²の〇〇の中の一部ですが、期間は 5 年で、賃料は発生しておりません。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか 3 筆 計 5, 250 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間による利用権の設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇への貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の事業を引き継いでいる関連会社で、主に家畜の飼料などを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇から〇〇に向かう町道を〇〇の方に向かって行くと、〇〇〇〇さんという〇〇会社があります。その手前の道路を挟んで両側の畑です。

4筆ありまして5, 250㎡で、今は何も植えられてありませんでした。期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、34ページになります。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 計2, 509㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへ継続の賃貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは御存じのとおり、町内で幅広く田んぼなどを作っておられます。

申請地は、県道〇〇線を〇〇から〇〇の方に向かうと、〇〇に架かる〇〇橋があり、そこを50mほど〇〇の方に行くと、〇〇の方に入る道があります。その左側の田んぼがここに2筆あります。

それから100mほど住宅街を抜けたところに、また左側に2筆、全部で4筆、2, 509㎡の田んぼです。

現地には、早期水稻が植えてありました。

期間は5年で、賃料は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 ほか2筆 計2,331㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより、公社を介して〇〇〇〇さんへの使用貸借契約です。

申請地は、〇〇の〇〇の前の道路より南に入る、幅が2mほどの狭い道を400mぐらい行ったところの畑です。

ナス、ニンニク、里芋などが植えてありました。

期間は3年で、賃料は発生しておりません。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35ページになります。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 5,413㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇さんへの、農地中間契約が終期を迎えることによる継続の賃貸借契約です。

場所は〇〇です。

〇〇〇〇さんは、甘藷、大根等を生産される認定農業者です。

〇〇から〇〇方面へ 500 m ほど行ったところから、右に入ると現地があります。

借賃は 10 a 当たり 〇〇〇〇円です。

期間は 4 年 11 か月です。以上です。

[議長]

12 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか2筆 計 2,400 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明させていただきます。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

未相続農地で、相続人代表が〇〇〇〇さんとなっております。

場所は、〇〇から西に行き、2 つ目の十字路を右折し 20 m ぐらい行き左折し、5 m ぐらい行った右に畑がありました。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、加工甘藷、白ネギを生産されています。

現地は耕運されてありましたが、ちょっと草が生えておりました。

1 反当たり 〇〇〇〇円で、期間は 10 年間です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、36ページになります。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,477m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

先ほどと同じく〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

場所は、先ほど述べた畑から30mぐらい進んだ左側に圃場がありまして、さつま芋が植えてありました。

賃借料は1反当たり〇〇〇〇円で、期間は10年間です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか1筆 計7,498m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇県〇〇市に事務所、〇〇町に宮崎営業所、〇〇町に加工場がある農業生産法人で、水稻や甘藷を生産されています。

場所は、〇〇から〇〇に行くときに、酪農の跡地みたいな脇道をずっと上って行ったら大きな道路に出て、そこを右折し 6 0 0 m ぐらい行った右側にありました。

圃場は耕運してあったのですが、ちょっと草が生えていました。

賃借料は 1 反当たり 〇〇〇〇円で、期間は 5 年です。以上です。

[議長]

1 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか 2 筆 計 2, 7 0 2 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から中間管理機構を使つての利用賃貸借でございます。

申請地は、〇〇の前の県道を西へ 6 0 m ほど行くと、南側に大きな用排水路がございます。そこを挟んだすぐ南側に、〇〇****番*がございます。

残りの 2 筆もすぐそばの南側、一段下がっているのですが、そこに 2 筆

ともございます。

現状は、飼料稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、ハウスズッキーニ、早期水稻、飼料稲などを栽培される農業従事者でございます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページになります。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計332㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は先ほど説明しました、〇〇****番*のすぐ東側に、2筆が1枚になってありました。

ここも飼料稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は省かせていただきます。

期間は10年で、賃借料は10a当たり玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか1筆 計1,679㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から中間管理機構を使っでの利用
権貸借でございます。

申請地は、〇〇の前の農道を東へ100mほど行くと、左へ舗装されていない
農道がございます。そこを50mほど行った右側に2筆ともございます。

現状は、飼料稲が植えてありました。

ここも〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページになります。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか2筆 計2,273㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から中間管理機構を使つての利用権貸借でございます。

未相続農地となっております。

申請地は、〇〇の****番*と****番**は、先ほど説明したところの2筆の隣同士でございます。

こちらも飼料稲が植えてありました。

〇〇の****番*は、〇〇の前の道路を東へずっと行きますと、舗装の道が北側の方にあつて、舗装されてない道が2つあるのですが、そちらの南側の方に100mほど行って、右へ60mほど行った右側にあります。

ここも飼料稲が植えてありました。

こちらも〇〇〇〇さんの詳細は、省かせていただきます。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[5 番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5 番]

先ほどの案件で、〇〇〇〇さんの案件が結構ありますが、貸借単価もかなりばらついている感じがしますが、何か理由があるのですか。

その辺、聞かれてないですか。

[推進委員 1 番]

申し訳ありませんが、単価にばらつきはあるけども、妥当なラインではないかと思うのですけれども。

ばらつきがあるといけませんかね。

[5番]

そういう訳ではないのですけど。

[推進委員1番]

貸す側と借りる側の話し合いの元での反当りの金額だと思いますので、高いところあれば安いところもある感じは、普通に案件には出てくるのではないかなと思います。

[5番]

玄米〇〇k gとか。

[推進委員1番]

今の金額から換算すると高いという意味合いじゃないかと思うのですけど。

[5番]

そうです。

[推進委員1番]

それは私も去年、考えていない訳ではないのですが、自分も反当〇〇俵払うとか、〇〇俵払ったり、そのまましています。

多分中間管理とか契約したときに、その都度やり替えればいいのかどうか分かりませんが、契約した時点で〇〇俵は払っていかないといけない形になるのではないのですか。金額がどうのこうのではなくて、玄米に対して何俵ということに対して、その1年間の契約とか5年間なら5年間のそのままの契約になるので、それが継続されていくような話になるのではないかと思うのですけど。物はですね。金額に対しては、その都度新しくすれば変えていくのかなという感じはするのですけども。なかなか契約するときも、玄米〇〇俵とか確かに金額が変わるのですけども、ここでそういう話し合いをしっかり当人同士でしてもらわないと、玄米でいうと本当は半分ぐらいということですよ。

[5番]

そうです。そのへんの話し合いはできているのか、7年7月1日が始期になっているので。

[推進委員 1 番]

その前に契約はすると思いますので。

そこまでの話は聞いておりませんが、当人同士が納得する金額が妥当なのかなと思っております。

あくまでも町が出しているのは、平均価格だけであって、その前後をするのは、普通かなという感じがありますけれども、後は、皆さんにお話しいただければ助かります。

[事務局]

玄米〇〇k gのところは、反当たりで玄米〇〇k gなのですが、広さが2筆で332㎡なので、この農地の広さで玄米〇〇k g、反当たりにしたとき玄米〇〇k gになります。

農地中間については、担当が農業政策課なので、所有者さん、借り手さんともにそれぞれお聞き取りをして、金額等、調整の上で契約に入ります。

更新の時に、貸している人は高くなるけど、借りている人からすると、下げた欲しいというのがあるけど、借りれなくなると困るから、そのままお願いしますというような感じが多いです。

中には、契約期間中でも高いから下げて欲しいとか、逆に現金で貰っているところも、米で欲しいと言ってくれないでしょうかと相談があります。ですけど、契約上はこうですねしか言えませんので。

宮越推進委員が言われたように、更新のときに前の金額や俵数があると、なかなか変更ができない現状があります。そんな感じでございます。

それは勝手に農業委員会が決められているわけではなく、聞き取りとか農業政策課でした上で、了解して印鑑ついたものが農業委員会に回ってきて、それが議案に上がって、皆さんに承認をいただくものとなっております。以上です。

[議長]

よろしいでしょうか。

[5 番]

了承しました。

[議長]

そのほか何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から18番まで、17件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から18番まで、17件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番から18番まで、17件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第29号「令和6年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、39ページをお開きください。

議案第29号「令和6年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」です。

農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表については、農林水産省からの農業委員会による最適化活動の推進等についてにより、農業委員会の最適化活動の点検評価を行うもので、令和6年度の最適化活動の目標の設定において、成果目標、活動目標等を策定したもので、高鍋町農業委員会の最適化活動の点検評価を行うものでございます。

それでは、主なものについて説明させていただきます。

40ページをお開きください。

40ページにつきましては、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制と農業の概要、そして農業委員会の数値を記載しております。

こちらは記載のとおりでございます。

次41ページになります。

こちらについては、成果目標について記載しています。

41ページから3つの項目がございます。

(1)の農地の集積でございますが、②の目標というところで、農地の面積が1,440ha、集積面積のDと書いてあるところが1,152ha。これが1,440haが80%（0.8）を掛けた数値になります。

そのあと③の実績とありますが、令和6年度は、集積面積が789haということで、今年度末の集積率を54.8%としております。

次に（2）の遊休農地の発生防止・解消について、でございますが、②番の目標について、下の緑区分の遊休農地の解消目標面積ということで、2ha挙げております。

それに対しまして③、42ページになりますけど、実績が今年度0.9haということで、達成状況45%となっております。

次に、新規参入の促進でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積（A）とあります。②の目標です。4.9haに対しまして③の実績ですけど、6.1haの実績で達成状況124%ということで、こちらは達成しております。

新規参入は、実績はありませんでしたけども、農地所有者の同意を得た上での面積ということでは、達成ができたということでございます。

次の43ページになりますけど2番、今度は活動目標になります。3つ設定をしております。

（1）1人当たりの活動日数ということで、1か月6日を挙げております。

こちらに対しては、6年度は各委員さんの活動の平均を出しましたところ、6.9日でございました。

次になります、活動強化月間の設定回数ということで（2）番にありますけど、3月以上の目標3回書いております。

10月11月12月、ここ何年か同じ形の目標を上げさせていただいております。

それに関しまして②番の実績ですけども、10月11月12月、それぞれ活動を行っております。

こちらに記載のとおりとさせていただきます。

続きまして44ページになります。

（3）新規参入相談会への参加ということで、昨年11月にJA・AZMにおきまして、みやざき就農応援相談会に推進委員1名、加藤推進委員が参加して、相談状況を確認しております。44ページの②の実績のところになります。

そして44ページの中段になりますけども、目標の達成状況の評語というこ

とで、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。

推進委員等の点検・評価結果ということで、永友定己前推進委員を含めまして15名分を、それぞれ人数を挙げております。

45ページになりますが、事務の実施状況ということで、総会の開催実績であったり、農地法3条に基づく許可事務、或いは農地転用に関する事務、違反転用への対応ということで、それぞれ記載をさせていただいております。

最後にそれぞれ皆さんに、別紙様式3の用紙をお配りしております。

こちら農業委員会関係法令が見直されている中で、委員の皆様にも毎月活動記録簿作成など、委員会活動に御協力いただいておりますけど、この中の成果目標と活動目標の数字、それぞれの委員さんの数字の合計が、先ほど説明しました、こちらの議案第29号の公表という数字に繋がって参ります。

ここまで記入が終了している状態で、各委員さんの活動内容について、総会で意見を求め、その意見内容を含めた結果を各委員さんに通知した後に、個人情報情報を伏せた上で、公表することを行うこととなっております。

別紙様式3の左下の部分に、農業委員会による点検評価とありますが、本来であれば各委員さんの活動内容について1人1人点検を行い、意見を求める必要があるのですが、特に御意見が無い限りは、今回はこちらの内容で通知及び公表を行わせていただきたいと考えております。

本件につきましては、県に報告の上、ホームページに公表する予定となっております。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5 番]

4 番の違反転用への対応ですけど、過去に違反転用があった事例が結構、度々上がってきて始末書で処理する状態が続いていますが、実績には該当しないのですか。

[事務局]

事務の実施状況の 4 番ですか。

[5 番]

そうです。

違反転用解消は 0 と書いてあるけど、過去に違反転用は結構ありましたよね。

[事務局]

報告の区分がいっぱいありまして、例えば委員さんが「違反転用です。」と告発する状態のものを解消すれば、ここに数字が上がります。

そうではなく、本人さんが、「農地法違反なので、適法になるように届け出をします。」と出している分は、違反転用の扱いはしておりません。なので始末書をもらっています。なので上げていません。でないと内容の意味が違ってくるので。

本来は、それぞれ持っておられる地区で、9 月に利用状況調査とかをしているときに、それぞれ事前に違反転用とか見つけたら、それを報告してくださいとなっています。そこをどういう状況かによっては、違反転用で県に通知して告発、という形まで持っていけないといけないのが元々の法的になっていますので、そういうものに関しての数値と思ってください。

[5 番]

分かりました。

[議長]

そのほか何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり公表することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり公表することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべて終わりました。
これをもちまして、令和7年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 15時14分)